

ですが、それは最初の「*」のところで、それに対する私の考えを述べております。税を納めても年金を受ける権利は発生しないけれども、保険料を納めれば年金を受けることができる。税を納めても年金額に反映しないわけですが、保険料を納めれば年金額に反映する。基礎年金はそうではありませんけれども、厚生年金はそういうふうになっているわけで、以上の意味から、基礎年金を税方式にするのは、私は極めて疑問に思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。山崎委員がお見えでございますので、山崎委員のペーパーにつきまして、報告いただきますが、5分でございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 山崎委員

「基礎年金の財源論について」ということでまとめさせていただきました。前回は財政方式についても議論があったわけですが、まず入り口が社会保険方式か税方式かという議論だと思いますので、ここに重点を絞ってまとめてみました。

「税方式」という言葉の使い方につきましては、堀委員がおっしゃるとおりでございまして、社会保険方式に対置されるのは社会扶助方式だと思います。単なる財源論ではなくて保障のシステムの問題だと思いますが、一応世間では財源論として税方式という議論がありますので、そのようにしております。

私自身は社会保険方式を今後とも年金の基本にすべきだと考えております。そこでいくつか挙げておりますが、最初に挙げていますのは理念的なものでございます。やはりこの社会では共助を基本において、公助によってこれを補うという社会保障というのが一番ふさわしいのではないかと考えております。

なお、現在の日本の社会保険には、基礎年金も含めて相当税負担が入っておりますが、そのことをもって混合システムではないかというご意見があるのですが、私は租税負担が入っているにしても、基本的に社会保険だと考えております。それはここにも書いておりますように、あくまでも社会保険における国庫負担等の租税財源の投入というのは、加入している人にのみ配分されるものだからであります。そういう意味で、自助努力を共同で行うというのが保険のシステムである。それを国が強制したのが社会保険であるとするならば、その自助努力の共同化に対する支援措置として国庫負担等の租税負担を考えるべきではないかと思います。

それから、明らかに負担と給付との関係で、社会保険方式の方が関係が明確であり、将来の負担増についても合意を得やすい。したがって発展性があると考えております。

それから、前回も申し上げましたが、恐らくこれは基礎年金だけの議論ではなくて、医

療や介護にも通じる話にならざるを得ないのでないかと思います。

それから四点目でございますけれども、これもいろいろ議論があるところでありますけれども、税方式の下では、基礎年金では所得制限の導入、医療や介護では利用者負担の応能負担化という形での選別的な社会保障にならざるを得ないのでないかという感じがいたしております。所得制限だけにとどまらないで、ゆくゆくは資産制限も入ることも懸念されるわけであります。これは別に論理的な必然性はないと思うのですが、我が国ではそうならざるを得ないのでないかという感じがしているわけであります。

それから、5番目ですが、多くの方が消費税財源を考えておられるということを前提に話をしますと、物価スライド制の下では、消費税が上がり、物価が上がると年金額の改定が行われ、さらにそのために消費税を上げるということになるのだろうと思います。結局物価スライド制を前提にすると、消費税の増税分は現役世代に転嫁されるということでありまして、目指すべき社会保障改革の方向から大きく逸脱するのではないかという感じがいたします。この問題を回避する。つまり消費税というのは国民が等しく負担するものだとすれば、消費税の引上げによる物価上昇分は年金のスライドから外すべきということになりますが、そういうことについて合意が得られるのかどうかということでございます。

最後に、基礎年金を税方式にするという人たちの主張の中で、相当、第1号被保険者のグループで落ちこぼれがあるために、基礎年金の理念である皆年金を実現できないということが指摘されるのですが、これは非常に重要な問題であります。したがって、社会保険方式の下で発展を図るというのであれば、保険料の徴収の強化、効率化というのが図られなければいけないと思います。

そういうことなのですが、しかし、社会保険というのはもともと限界があるということも、我々承知しているわけでございまして、社会保険が基本ではあるけれども、そのほかの公費を財源にした福祉サービスだとか、公的扶助によってこれをうまく補うというのが多くの国の社会保障であります、完全な皆年金というのはこれでは実現できないということは私も承知しております。

それから、第3号被保険者問題についても、税方式化すれば同時に解決できるということですが、これにつきましては、私は所得分割というかたちでの個人単位化できれいに解決できると考えております。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、最後に若杉委員のペーパーにつきまして、これはお手元にございますけれども、若干ポイントだけご説明いただければと思います。

○ 梶尾年金広報官

それでは、資料8、若杉委員の「公的年金制度に関する私見」というペーパーでございます。下線のある部分を中心に簡潔に申し上げます。

「年金の原理」ということで、現役の40年間働き、老後の20年間は遊んで暮らす、つまり、年金とは現役40年間の所得の一部を老後に再分配することである。したがって、年金は労働生産性が高い経済の発達した国でなければ国全体の制度として行うことはできない、とされております。

2) で「再分配の財政方式」ということで、①の積立方式は、時間的（垂直的）再分配するものであって、長期間積み立てますので、その間の貨幣価値の変動、運用利回りなどの変化に弱い、とされております。2ページ目で、賦課方式につきましては、水平的再分配であり、人口構成の変化により世代間の負担の格差が生ずる。

「2. わが国の年金制度」については、われわれの人生はリスクに満ちており、個人が単独で年金を準備することができない、ということで、いろいろな年金を設け制度の分散を図ることが望ましい。

ということで、②、③、④の3つのものを三本柱ということで、⑤でございます。

⑤三本柱いずれも個人の老後の所得を確保するという目的であるが、そのための原資を出す動機（相互扶助・利潤追求・自助努力）は異なる。年金制度を安定させるためには、それぞれの動機を満足させるような制度、運営が必要である、とされております。

2) で「わが国年金の全般的な問題」ということで、企業が全体として高い生産性を保つことが、社会制度としての年金を可能にする前提。年金制度が動き出した後、前提とした生産性を実現されなければ、設計した年金は維持できない、ということです。

3ページ目、②で、「わが国年金問題の本質」ということで、わが国の経済は、90年代以降の企業業績の低迷で、労働生産性・資本生産性とも低下している。このような現状においては、かつて設計した年金は、公的年金・企業年金・個人年金を問わず、実現できないことは明らかである。

政府としては、企業を活性化させ経済を立て直すことが最優先の課題である。それが実現するまでの間、国民に理解を求め、年金が減少することを耐えてもらうしかない。

3) 「公的年金の財政問題」につきましては、賦課方式、積立方式、それぞれ一長一短があることを考えると、両者を組み合わせたわが国の公的年金は優れた方式であるということができる。

保険料方式と税方式については、年金が個人における所得の時間的再分配であるという

本質を考慮すると、保険料方式の方がふさわしい。ただし、わが国の場合、年金においても社会扶助の方式がとられているので、税方式が加わるのは理念上当然である、とされています。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

それでは、今、ペーパーを出していただきました委員から、簡潔にその趣旨をご説明いただき、若杉委員につきましては、事務局にご説明いただきました。

それで、井手委員から質問のありました国税徴税についてはちょっと後に置きまして、今、報告された以外の方、今井委員、大澤委員、翁委員、杉山委員、近藤委員、渡辺委員、代理の神代委員、私もそうでございますが、私はともかくといたしまして、コメントーターとして、もしよろしければ、今のプレゼンテーションに対して特にコメントがあれば。

○ 大澤委員

ご発表の順序ではなくコメントいたします。まず矢野委員と岡本委員のご意見でございますけれども、これを伺っただけでは、基礎年金部分に対する事業主負担というものが今後どうなるのかということがわかりませんでした。前回の年金改革の際に厚生省が行った試算によりますと、現行水準の基礎年金の保険料を税負担方式として消費税をその財源にすれば、そのときでは3.2 %ポイントの税率アップが必要。現在はまた違っているかと思いますが。

これが一体、各界各階層にどうかぶるかという点は、企業負担は3.3兆円純減。それから、雇用者の家計負担は全体として負担増になる。しかもこれは低所得で子どもがいるほど負担の増が大きいという関係になろうかと思います。自営業ではプラス・マイナス・ゼロという計算結果がございました。このような計算結果を踏まえると、経営側の方がおっしゃっているような税方式とした場合に、そこでなくなるはずの事業主負担というのは一体どこにいくのだろうというのが私の疑問でございます。

付け加えて、岡本委員のご提案の中で、1ページ目一番下の部分、「（第二号被保険者）は、納めた保険料が基礎年金部分と報酬比例部分にどのように充当されているかが不明瞭であるため、現在の仕組みについて不信感を持っている。」これには大いに共感するものでございます。

なお、第2号の保険料というのは、第1号だけではなくて、第3号にも第2号の低所得の人にも回っているのだという議論がよくございますけれども、しかし単純に計算しまして、現在の保険料率で月収7万6,700円以上であれば、第1号の1万3,300円という保険

料というのは賄えるはずでございますので、そのところも誤解のないような広報といいますか、情報の提供をお願いしたいと思っております。

次に基礎年金について、研究者の方お二人から、税方式というのは社会扶助方式だというお話しがありました。しかし、私はこの問題を、税方式・社会扶助方式か社会保険方式かという二分法で議論することは適切ではないと思っております。事務局が配ってくださいました今日の参考資料1－2で、4ページ以降、諸外国の制度について簡単に図示をしていただいておりますけれども、税財源が入っていない年金というのは、イギリス、アメリカということでむしろ例外的。それ以外の主要国では税財源が入っていて、その中で二つのタイプ、黒いところがフラットになっているのか、それとも低所得層に重点化しているかという違いがあるのではないか。また、その税源をどうするか、間接税なのか直接税なのか、消費税なのか所得税なのか、というふうに議論がいくのではないかと思っているところでございます。

あわせて山崎委員の一番最後の点でございますが、税方式化の論拠として、第3号被保険者問題というのが出てくる。これは今日のご発表の中でも、特に岡本委員のご発表の中にそれが含まれていたかと思います。税方式というのは社会扶助方式であって、適切ではない、という議論をするときに、それに対して一番いわば悪いモデルを与えていたのが1,200万人の人が第3号被保険者として何ら負担をせずに年金権を得ているという、一番悪い例を年金制度自体が提供しているのではないか、ということを忘れないようにしたいと思っております。

最後に大山委員、山口委員、向山委員のご発表でございますけれども、バランスのとれた総合的な目配りを感じまして、実は安心いたしました。というのは、前回、前々回あたりのご発言ですと、労働側の委員の方も税方式化というのを主張していらっしゃるのかと思っていたわけでございますが、今日のご発表では相対的な問題であるということでありましたので、実は安心した次第でございます。

連合が最近取りまとめられました「21世紀社会保障ビジョン」というのを見ますと、年金については、3案併記ということになっておりまして、必ずしも基礎年金部分の税方式化ということに固執しているわけではないというのが私の理解ですけれども、そのような理解でよろしいのかということをご質問したいと思います。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。これから時間の限りコメントをつけていただいた後、若干の質疑をさせていただきますが、先ほど岡本委員が発言されましたように、私はむしろ岡本

委員のような姿勢で臨んでいただきたい。経団連の代表というのではなくて、個人の意見としていただきたい。逆に時間の節約にはなりましたが、できれば、労働組合の代表というのではなくて、その中でいろんなご意見を交えていただければと思っております。後ほど順次それぞれコメントをつけていただきて、その過程でご質疑をいただくことになりますが、まず今の大澤委員のコメントにつきまして、矢野、岡本委員から、最初の論点につきまして、簡潔にご説明いただければと思います。

○ 矢野委員

税方式が適切な方式ではないかというふうに提言している根拠は、先ほども触れたつもりですが、現役世代に過重な負担を負わせることなく全ての老若男女の国民全体が支え合うという考え方によるものでございます。基礎年金の財源を税方式にいたしましても、2階の報酬比例部分は保険料でございまして、これについては、当然これまで同様労使といいますか企業と個人で折半負担していくわけであります。そちらの方の報酬比例部分の将来がどうなるかということによっては保険料負担も増えていくわけであります。そういう点について対処していくという用意はあるわけであります。

それから、企業はこれは改めて申し上げるまでもないのですが、法人税などの負担を通じまして社会保障全体を支える役割を果たしているということは改めて申し上げるまでもないと思いますけれども、ちょっと触れておきたいと思っております。

○ 宮島部会長

今の点で岡本委員何かございますでしょうか。

○ 岡本委員

企業負担を現在しているのがどうなるかということは、それは大切な指摘であると思いますし、それに対しまして、今、答えは特に持っておりませんが、そういうことを今後議論していくべきだと思うっております。

ただ、直接の関係はないのですが、先ほど堀委員の話も随分と私勉強させてもらうというか参考になったのですが、大した議論ではないのですけれど、今日は自由に話し合って良いということでございますので、お互いに理解深めるために言わずもがなのことをちょっとコメントさせていただきますと、堀委員の中で、些細なことなのですけれども、3ページに「厚生年金保険料の負担を回避」ということで、従来、産業界の皆さん方がどういう主張をしておられたか、「回避する」という主張があったのかどうか知りませんが、少なくとも今の経済状況から見て、会社のコストという意味において保険料が上がって負担が増えていくということについては、それは大変なことだろうという意識は、恐らく産業

界にあることは間違いないと思います。

よしんば、もし、そういう負担がなくなったときにどうなるのだろうかということで、経営者のビヘイビアがどうなるかというと、私はこんなことになってくると思うんです。仮定の話ですけれど、そういう負担がなくなれば、その分は経営者としては競争力に必要な研究投資であるとか、設備投資の一部にそういう資金が回るでしょうし、労務費の一部に回っていくかもしれませんし、今世界的には日本は借入金が多くてレーティングの脅威にさらされていますから、自己資本の充実という形でそれを使われるかもしれませんし、また、どんどんと海外から安いものが入ってくる企業であれば、コストダウンということだけでなくしてマーケットプライスが落ちていきますから、売価を下げるということで対応することによる社会の還元というようなこともあるでしょうから、だから、そういうように負担がなくなったとき、そういう仮定をすれば、その負担のなくなった分はそれぞれ経済的・社会的に大変意味のある形でそういうものは使われていくであろうと、こんなふうに私は経営の一環を担っている人間として考えております。以上でございます。

○ 宮島部会長

もちろん時間が有限でございますので、次に堀委員、山崎委員に、大澤委員から、特に二分法的な話について若干質問がございましたが、どちらかそれについて。

○ 堀委員

大澤委員の意見は、二分法で良いのかと、こういうことだと思うのですけど、先ほど来申し上げていますように、財源として社会保険に税が入っている。社会保険方式だから財源に税を入れてはならないということではない。財源の問題ではなく、保障のシステムとして社会扶助的なシステムと社会保険的なシステムとがあるということです。私は、社会保障の研究を通じてこういうふうな解釈が一般的な解釈ではないかと思っています。

○ 宮島部会長

山崎委員、何かコメントございますか。

○ 山崎委員

繰り返しになりますが、社会保険の中に租税が入っていても、それは加入者にしか配分されないものですから、社会保険システムとして整理して良いというふうに思います。ただ、純粹性から言うと古典的な保険よりはかなり変わってきてている。そういう意味では扶助的な色彩が入っているにしても、基本は社会保険として理解して良いと私は思っております。

○ 宮島部会長

いろいろまだ議論残ると思いますが、次に向山委員に対して、そういう解釈でよろしいかということがございましたが。

○ 向山委員

基本的には我々は基礎年金は税方式を考えています。すなわちビジョンの中に三つのタイプの案を出させていただいた一つは、2階を廃止して基礎年金の水準を高めて、それを目的間接税でやる部分と、2階の部分の報酬はそのままで、従来の賦課方式でやる部分で、基礎年金は1／2は一般財源で残りの1／2の半分は当然事業者負担がなくなるわけですから、その1／4は事業者負担として社会保障税みたいなもので負担をする。残りの1／4を目的間接税というような案でした。もう一つはスウェーデン方式の所得比例年金と、この3つのタイプを、今ビジョンでは掲げて組織で討議をしているのですが、基本的な考え方の部分については、基礎年金の早急に1／2の引上げをすると同時に、次々回ぐらいには税方式の転換ということは基本的に考えています。

○ 宮島部会長

それでは、次にコメント求めたい方いらっしゃいますか。渡辺委員どうぞ。

○ 渡辺委員

今の各皆様方のコメントも社会保険方式か税方式かの議論だったと思うんです。私は前回申し上げたように、私自身はまだどちらという決断はついてないのですが、特に税方式の方々にお伺いしたい点が一つございます。つまり税方式のメリットもある反面、デメリットもあるということは今の各論になったのですが、私自身の考えとしては、税方式に移行する場合、どのような財源といった問題もあるのですが、もう少し具体的な、仮にこれを近々導入とするならば、考え方はもちろん大事なのですが、具体的な姿をある程度明確にしていただきたいという気持ちがあります。

それをさらに具体的に言いますと、受給要件といいましょうか、資格要件といいましょうか、これなんですね。私自身、昔、北欧に住んでいたことがあるのですが、税方式でやったという問題として、外国人労働者あるいは長く住みついた、例えばデンマークやスウェーデンで言いますと、彼らから見た外国人、これに対しても支給したことがございました。そういたしますと、これは国によって多少差はあったのですが、あるときは国民から不満が出たことがあるんですね。つまり、例えば日本に住んでいる外国人、特に長期外国人、在日の方々を含めて、今は任意加入の基礎年金を持っておりますが、いずれにしても、どういった受給要件で65歳になつたら自動的に税金によって老齢基礎年金を支給するのかどうか。

あるいは逆に言いますと、これは細かいことかもしれません、長期間外国に滞在していた日本人が、いわば老齢の直前に日本に帰国したといった場合にも自動的に出すのか。いわば、今言った細かい点のようなあります、実際問題として年金制度を変える場合にはかなり枠組みといったものを細かく決めておかないと相当反発出ますし、あるいは北欧では政治問題化しました。選挙結果も大きく左右したことございました。

そういう意味から言いまして、考え方そのものはもちろん結構なのですが、かなり新しい仕組みを導入する場合には、具体的な姿とも明確に国民に示す必要がある。今の段階で明確なお答えできるかどうかわかりませんが、もしその辺のご用意があればおうかがいたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。何かそれについて。

○ 向山委員

基礎年金を税でやる場合の受給要件という渡辺先生のご質問ですが、我々として考えているのは、国民ということではなくて全住民というふうに考えています。要は国内に住んでおられる外国人も含めた住民が、少なくとも25年以上居住した人たちについては65歳から支給をする。皆さんがそこに住むということは税金、、消費税を払うということでございますので、そういった外国人も含めた全住民の人たちが、25年日本で住んでおられれば、その人たちに、受給権を与えるという基本的な考え方を持っています。

○ 宮島部会長

渡辺委員それでよろしゅうございますか。

○ 渡辺委員

結構です。ありがとうございました。もしほかの方でご意見があれば。

○ 矢野委員

そういう枠組みの論議はこれからというふうに申し上げておきたいと思うのですが、その中で配慮すべき問題として、日本人であっても国内居住というものをどういうふうにウエイトづけるかという課題があるということを考えておりますし、外国人の場合にどういうふうにするかというのは、これは権利と義務の問題とか、私冒頭申し上げましたように、この国をどういう国にするのか、経済、社会を。という問題がこういうところにも考え方の中に波及してくるだろうと思っておりまして、その問題も課題の一つとして論議しなければいけないだろうと思っております。

しかし、はっきりこうでなければならないということを、私は今の段階でまとめた考

えを持っているわけではございませんので、まず前提としての税方式というものについて十分討議して、それがやれるということになつたら、どうするかというふうに考えなくてはならないだろうと思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 神代部会長代理

今日のご議論を伺っていて、全体的な印象としては、私は伝統的に社会保障について考えられていた「世代間の助け合い」という、インターナショナル・ソリダリティーと昔言つていて、非常に声高に主張された先生もたくさんいらしたわけですが、国際的な世論の流れがどうもインターナショナル・ソリダリティーから、インターナショナル・エクイティーという方向に変わってきているという点に非常に注目しなければいけない。たしか5月14日に予定されていたので、まだ出ているかどうか確認していないのですが、オーストラリアの政府がインターナショナル・リポートというのを出す予定になっていました。ちょっと忙しくて出たかどうかまだ確認していないんですけど、そういう考え方を基本に置いて考えていた方が良いと思うのです。今日のところでは労使のご意見が基礎年金の税負担という、多分消費税だと思いますが、その点では一致しているのですね。あのところは非常に違うのではないかと思いますけど、基礎年金に関しては税負担。

それで、私は特に矢野委員のご主張を伺つていて、一般的なお考えはさつき冒頭に申し上げたような意味で私はとても大事なお考えだと思いますが、税負担でやるということに関して、今、渡辺委員がおっしゃった点以外にちょっと疑問がいくつかありますので、問題提起しておきたいのですが、ご承知のように、消費税でやった場合、1%当たりの税収は約2兆5,000億円です。2001年度で基礎年金の所要額は15兆1,000億円ぐらい。これは平成11年度価格だと思います。現在の消費税は全額国庫に入るわけではありませんが、話を簡単にするために全部入るとしても、基礎年金15兆1,000億円を消費税で賄うとすると6%は必要になりますよね。2025年度の基礎年金の所要額というのが出てましたが、平成11年度価格で23兆円だったですね。

したがって、目的消費税で全部やるとすると、9.2%はかかるはずです。現行の消費税は、先ほどご指摘があったように、あくまで一般財源ですから、これをどうするかということを抜きにしては議論できないので、常識的に考えると、現行の5%にプラス目的消費税としての9.2%をかけるということになると、欧米の付加価値税並みの消費税です。

そういうことが政治的に、日本の非常にフラジャイルな政治の情勢と、かつて橋本内閣がやったときのわずか3%消費税を5%に、2%だけ引き上げた時に、あれだけ猛烈な駆け込み需要があって、その反動で不況の引き金を引いたということも、ついこの間の経験で残っているわけなので、そういう政治的、経済的な実現可能性ということをどの程度考慮されたご発言なのかという点がよくわからないわけですね。これが一つです。

もう一つは、今日の堀先生や山崎先生のご主張に私基本的に賛成なのですけれども、両先生もご指摘にあえてならなかつた点にもう一つ、消費税の滞納問題というのがあります。税金にすれば、社会保険は空洞化している、国民年金は空洞化しているけど、税金にすれば取れるのだと、こういう安易なアサンプションが前提になつているように私はうかがつておりますが、実はそうではないのではないか。少し数字が古いですけれども、平成10年度の国民年金の未納・未加入、これは免除は私は計算すべきでないと思います。なぜなら税金でも所得税でも地方税でも、本当に所得の低い人は税金を払わなくて良いようになつているわけですから、社会保険に関しても、現在の免除の制度がフェアかどうかという点は若干問題が残るにしても、基本的に低所得層が免除されるのは当たり前だと考えられます。したがつて、問題とすべきは、「空洞化」で本当に問題とすべきは、未納・未加入による未徴収額がどれくらいかということですが、これは私の目子ですから間違つているかもしませんが、5,800億円をちょっと超えていたかと思います。現状でどうなつてゐるか、ちょっと数字がよくわかりません。

消費税の滞納額は、これは国税庁がインターネットで出していますから、10年度は6,146億円、11年度が6,323億円、12年度が6,299億円、どこをとっても消費税の滞納額の方がはるかに多いのですよ。そういう実情、益税の問題がまだ別にあります。そういう現状で、なおかつ目的消費税でやれるとお考えになつてゐるのはいかなる根拠に基づくかということをぜひうかがいたい。

○ 宮島部会長

今のところ議論としては、それが良いかどうかは、私は問題だと思っておりますが、抽象度の高いところで議論をしています。少し議論が進めば、当然そういういろんな具体的な問題を議論することになりますが、とりあえず今の点について、矢野委員何かお考えございますでしょうか。

○ 矢野委員

最初、ご指摘あった、政治・経済の問題ですけれども、要するに、今我々が直面している問題は何であるかというと、保険料を上げて対応するのか、そのほかの手段はないのか

と、こういう選択を論議しているのだと思います。ですから、これは誠に国民的コンセンサスがなければ答えは出ない話でございまして、国会がその場であると私は思いますから、そこで十分論議してほしいというふうに希望しております。

私は、間接税という形でやることが国民の信頼を回復し、同意も得られるのではないかと考えておるわけでございまして、保険料を上げて対応すれば良いのだ、というふうに多くの方が思うのであれば、これはそういう方向に行くと思うんですね。ですから、どっちにしろ、保険料を上げるにしても負担が増えるわけでございまして、間接税上げるにしても負担が増えるわけでございますので、違う形で振り替えという部分がございますけれども、間接税が増えれば保険料の分減りますので、ネットで増える分はどうなるかという計算はあると思います。

これは非常に重要な問題なので、あえて私はいろいろな反論のあるのを承知しながら提言しているゆえんはそういうところにあるわけです。今ぎりぎりの状態に来ており、このまま続けていったら、保険料は上がる、給付は下がるということをずっと続けて良いのか、何かほかに答えがないのか。保険料システムが良いというのであれば、保険料が上がるということについてのコンセンサスを得ることはどうしたら良いのか、という議論をすべきであります、それはあるべき論だけでは答えは出ないということを申し上げておきたいと思います。

経済的な負担の問題なんですけど、今、既に1／3が一般公費負担になっておりますね。残りの2／3をどうするかということなのですが、これまでの流れからいうと、1／2になるまでは一般公費負担、要するに一般財源を用いるということですね。残りをどうするかということになると思うんですね。これは方法論とは言いながら非常に重要な点でございますけれども、1／2の部分について間接税にするというやり方も一つの選択肢としてあるだろうと思っています。

それから、おっしゃるとおり、消費税という場合には、地方消費税とか地方交付税があって、消費税を目的的に使うにしても、実質的に使えるネットは3%弱なんですね、2.82%ぐらいでございましたか、たしかそんな数字だったと思うのです。ですから消費税という形が良いのか、いわゆる目的間接税というのが良いのか。これも十分論議しなくていいことでございまして、私のペーパーの中で「間接税」と書きましたのは、これしかないということを言わんがためではなくて、いろんな選択肢があって、それをぜひ論議していただきたいという意味で提案しているわけでございますので、その辺についてのご理解をいただきたいと思います。